

## 第 1 回 100条調査特別委員会

日 時	午前 10 時 01 分 開会			
	令和 4 年 10 月 25 日 (火)			
				午前 11 時 47 分 閉会
出席委員	委員長	丹 尾 廣 樹	副委員長	帰 山 明 朗
	菅 原 義 信 木 村 愛 子 奥 村 義 則 江 端 一 高 林 下 豊 彦			
欠席委員	—			
事務局職員	議会事務局長 九 島 隆 議会事務局次長 熊 野 正 章 議会事務局参事 高 橋 藤 憲 議会事務局次長補佐 貫 井 美 鈴 議会事務局次長補佐 宮 澤 泰 徳			

開会 午前10時01分

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまから、100条調査特別委員会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今回、委員長を拝命いたしました丹尾廣樹でございます。我が鯖江市は、県都福井市と越前市の間にある立地のよさに加え、85平方キロメートルの東西に伸びるコンパクトな市域の中には、中心部にはツツジの名所として景観で誇れる西山公園があり、また、文化・歴史や眼鏡産業をはじめとしたものづくりのまちとして県下で唯一人口が増え、住みやすさ、暮らしやすさに近隣市町から羨ましがられるまちでございます。私たちは先達が培ったこの伝統を守り、互いに信頼感で結ばれるこのまちを守り抜きたいと思っております。

ところが、今回の鯖江広域衛生施設組合の新炉建設入札においては、組合議員による入札への疑義、組合管理者などへの不信感があり、一旦は内部調査委員会が行われましたが、入札への疑義、不信感がいまだに拭えておりません。その上、関連業者による公正取引委員会への告発が露見されましたが、そのまま1者での入札が行われました。落札額は、施設整備に約151億円、20年間の運営費に約122億円、合計約273億円と、実に鯖江市の1年間の一般会計予算に匹敵する額となりました。鯖江広域衛生施設組合は、本市のほか、越前町、福井市、池田町の2市2町で構成された広域組合であります。本市の当組合への財務負担割合は約75%と言われております。

このような流れの中、鯖江市議会においても、市民の関心の高さと、新炉建設入札に対する疑惑に対する一般質問が数多く出される中で、9月9日には100条委員会の動議が出され、成立したのですが、当議会にとっては近年初めての経験でありまして、一旦は議長預かりとして処し、9月定例会の最終日9月22日に再審となり、賛成多数で議決されたのでございます。

問題は、動議の内容が100条調査権の範囲に入るのかどうかでありました。具体的判断例として、負担金を支出している団体に対する調査として、負担金などが特定の目的のための財政的援助の性質を持つものである場合は、当該負担金が特定の目的のために適切に使用されているかどうかという点まで調査の対象であり、負担金などを受けている団体の経営状況、事業計画などにまで踏み込んで調査可能であると解するとあり、本100条調査特別委員会による調査の根拠を得たところでございます。

本委員会の使命は、問題点を究明し、さらに、本市の発展を助長するよう問題点を是正することにあります。委員会の運営につきましては、法令遵守に基づきまして、独断と偏見を排し、慎重にかつ丁寧に真実を明らかにしてまいりますので、委員の皆様には御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、議長、副議長、委員外議員、そして市職員、市民の皆様の協力を得て、早期に真実を明らかにするように、私たちは誠心誠意頑張っておりますので、何とぞ御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。座らせていただきます。

さて、本日は、報道機関および一般の方から傍聴の申出が出ております。鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

木村委員。

○14番（木村愛子君） その許可に賛成です。

○委員長（丹尾廣樹君） ただいま異議なしの御意見がございましたけれども、皆様方もよろしいでしょうか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 特に異議はないんですけれども、諮る前に、今日の委員会の内容がこういうものだという流れだけ一定のものをお示ししていただいて、こうした内容であるならば傍聴等々も可能であろうということを確認されてもいいのかなと思いますけれども。

○委員長（丹尾廣樹君） その内容については、皆様のお手元に、今日の次第という形で、協議事項というような中で1、2、3とこういう形で流れていって、皆様方と共通な考え方という部分をまずつくっていきたいと考えているところでございます。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 特に、マスコミ、傍聴等に関して異議はありません。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、異議なしということでございました。

ほかにございますか。

特になければ、御異議なしとのことで入室を許可することといたします。

なお、委員外議員につきましては、鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき入室は認められております。

報道機関から事前に撮影および録音の申出があるそうであります。本日は、証人喚問はなく、証人の意見を聞く必要がないことから、これを併せて許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 異議なしとのことで、本日は撮影および録音ともに許可することといたします。入室を許可してください。

準備の都合で、一旦、休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

（報道機関、傍聴人入室）

○委員長（丹尾廣樹君） 再開いたします。

それでは、協議事項に入ります。

初めに、各委員の共通認識を図る意味で、地方自治法第100条に基づく調査権について、事務局から説明させます。

九島議会事務局長。

○議会事務局長（九島 隆君） おはようございます。

それでは、お手元の資料No. 1、100条調査権の手引きの3ページを御覧いただきたいと思います。

まず、100条調査権の意義についてでございますが、議会は、地方自治法第96条に規定する権限を行使して活動をされておりますが、いわゆる100条調査権は、地方自治法第100条に根拠を有する議会の調査権でございます。すなわち、議会は、当該普通地方公共団体の事務に関し調査を行うことができるという権限でございます。

次に、行使主体についてでございますが、100条調査権は、議会に認められたものでございます。なお、議会は、この調査権を委員会に委任して行使できるとされております。

次に、調査権の範囲についてでございますが、普通地方公共団体の事務に関するものであり、自治事務や法定受託事務が調査の範囲となります。なお、このたびの鯖江広域衛生施設組合における新ごみ焼却施設等整備・運営事業に関する調査項目につきましては、行政実例昭和41年6月15日のおり、当該普通地方公共団体の区域外にあって、当該市または当該市の長が構成員となっている団体で、市が支出する負担金等が特定の目的のための財政的援助の性質も持つ場合であることから、この負担金が特定の目的のために適切に使用されているかどうかという点までを調査するに当たっては、負担金を受けている団体の経営状況や事業計画等にまで踏み込んで調査することが可能であると解されております。

次に、4ページの調査権の限界についてでございますが、調査目的から客観的に推認できる範囲を超えていないかについて常に留意し、調査目的を外れた内情の暴露であるとか、個人の秘密の探知はできないこと。また、基本的人権の保障に抵触するような調査、本市の事務と関係のない個人の私的な言動の調査はすることができないことなどに留意する必要があります。

次に、後段の秘密会の手続につきましては、調査内容が個人のプライバシー等に関する事項については、委員会として秘密会などの対応が必要になる場合がございます。これは、過半数議決で決定するものでございまして、秘密会の議事につきましては、議員であっても守秘義務が生じるもので、これに違反しますと懲罰の対象となります。

次に、5ページの証人喚問についてでございますが、調査を進めるに当たり、さらなる真相究明のため、選挙人その他の関係人を証人として委員会に喚問し、証言していただく場合ですが、その手続といたしましては、委員会で証人喚問を議決し、議決に基づいて、委員長が議長に対し、委員会で議決した喚問すべき者を、出頭要求するよう申出を行った上で、議長が該当者に対し証人出頭請求書を送付することとなります。

また、証人喚問に当たっての委員会での議決事項といたしましては、出頭を求める者の氏名、証言を求める事項および出頭すべき日時や場所などを議決する必要があります。

次に、6ページの証人出頭請求書の送付期限についてでございますが、国会における国政調査権を行使する場合は、出頭日の5日前までには通知するというのを参考にする

のが適当であると解されております。また、地方自治法で準用しております民事訴訟規則第108条のとおり、出頭しない場合における法律上の制裁規定を記載する必要があります。

次に、8ページの宣誓についてでございますが、宣誓とは、証人が尋問に対し真実を述べることを誓うものでございます。宣誓につきましては、民事訴訟法第201条第1項が準用され、委員会は証人に宣誓させなければなりません。

次に、証人尋問についてでございますが、民事訴訟法の尋問に関する規定が準用されることとなります。尋問における一般的な進行の手順でございますが、①100条調査特別委員会を開会する。②委員長が調査事件を議題とする。③委員長が証人から証言を求め旨を述べるとともに喚問に応じた証人に対しお礼を述べる。④委員長が証人に対し証言拒否などが可能な場合の注意事項および証言を拒否した場合の罰則事項について述べる。⑤委員長が全員起立の下で証人に宣誓を求め、宣誓書に署名させる。⑥委員長より証言をする際の注意事項を述べ、証人に対し人定尋問を行う。⑦証人尋問の順序は、委員長から共通事項についての主尋問を行い、その後各委員より共通事項以外の尋問を行う。⑧尋問終了後、委員長が証人に謝意を述べ、退席を促すといった流れとなります。

次に、12ページの証言についてでございますが、証人は体験した事実を述べるのであって、意見を述べることはできません。委員会において尋問された事項に対してのみ証言を述べるができるため、尋問事項以外については証言も意見も述べることはできません。ただし、尋問した内容が不明確なため証人がその疑義をたずために委員長や委員に対し質問をすることは可能でございますが、それ以外の質問や反論をすることはできないとされております。

証言の際のメモや資料の取扱いについては、証人は自己の体験した事実を記憶に基づき述べるため、民事訴訟法第203条のとおり、メモ等の資料に基づいて証言を行うことは原則できないとされております。すなわち、メモ等の資料に基づいて証言を行うことは、自分が体験した事実を記憶に基づき証言するという趣旨に反するとともに、メモが証人本人により作成されたという保証がないからでございます。

しかし、詳細な尋問に対し円滑かつ矛盾なく証言を行うためには、必要最小限度のメモ等の資料を認める必要がある場合も考えられるため、民事訴訟法第203条のただし書により、委員会の許可があればメモ等の資料の持込みを例外的に許可することも可能となっております。

なお、この場合のメモ等の資料の範囲としては、調査事項に関する証人の記憶の整理メモ等が認められると考えられますが、専門書等の参考文献の書籍については資料として認める必要はないと解されております。また、委員会の許可なくメモ等の資料を持参し、それに基づいて証言したとしても、その証言自体の有効性は失われないことに留意が必要と解されております。

次に、補助者の取扱いについては、証人は尋問を受ける際、自己の体験した事実を記憶に基づいて証言するため、1人で証言を行うことが予定されております。しかし、証

言において、補助者が必要かどうかは、証人自らが委員会の委員長に申出を行い、申出を認めるかどうか委員会で協議し、補助者の同伴を認める旨を決定した場合、この決定に基づき委員長の許可により認めることとなります。

次に、13ページの証言における不穏当発言につきましては、不穏当発言とは、一般的には、無礼な言葉や他人の私生活にわたる発言、誤解した発言および感情的な発言など、一切の不適切な発言のことを言いますが、証人が証言を行うに当たり不穏当発言を行った場合、証人自ら当該不穏当発言を訂正または取り消さない限り、証言は記録として残ることとなります。また、委員長は発言取消命令を証人に対し行うことはできないとされており、これは、委員長の発言取消命令権は委員に対してのみ効力があり、証人にまで発言取消命令権が及ばないからとなります。なお、証人により証言の取消または訂正の申出があった場合は、委員会の議決を得ることなく当該効果が生じるものと解されており、

次に、証言拒絶権についてでございますが、出頭を命じられた証人は、原則として証言を拒絶することはできません。しかし、地方自治法が準用している民事訴訟法では、一定の要件を満たした場合には証言を拒否する権利が認められております。拒絶権が認められる理由としては、民事訴訟法第191条および第196条ならびに第197条に規定されている①証人または第三者の刑事訴追または有罪判決または名誉毀損を理由とする拒絶権、②公務員の拒絶権、③職務上知り得た事実で黙秘すべきことを理由とする拒絶権、④技術または職業の秘密に関する拒絶権でございます。

次に、虚偽証言についてでございますが、証人が経験した過去の事実や状態について自ら認識した内容と異なる証言を故意に行うことでございます。ただし、自ら認識した内容が過去の事実や状態と異なっても虚偽証言にならないことに留意する必要があります。なお、虚偽の証言があった場合、地方自治法第100条第7項のとおり、3か月以上5年以下の禁錮に処せられる場合がございます。

次に、14ページの記録の提出についてでございますが、地方自治法第100条第1項のとおり、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うに当たり、証人出頭以外に選挙人その他の関係人に対し記録の提出を求め真実の解明に当たることができるとされております。ここで、調査において提出を求められている記録の範囲につきましては、一般的には資料等の文書を指します。これ以外にも写真、設計図、見取図、DVD・CD・テープ等の記録媒体等も含まれると解されており、

記録の提出請求方法としては、選挙人その他の関係人に対し記録の提出の請求をするに当たっては、①選挙人その他の関係人、②事件、③提出を求める記録、④提出期限について委員会で議決し、議長に申出をし、議長より請求文書を送付する必要があります。

なお、記録の提出につきましては、地方自治法および会議規則において特に規定はございませんが、委員会が定めた期間が期限となり、その期間内に提出する義務が生ずることとなります。ただし、提出期限は一般的妥当な期限であることが必要であると解さ

れております。

次に、15ページの告発についてでございますが、議会は、地方自治体の一機関であり、法人格を有しないため、一般に告発する権利を有しません。しかし、100条調査権を行使し、証人等に対し地方自治法第100条で認められた請求権を行使するに当たり、刑罰による強制力を付与しなければ、その請求権を十分に行使するのが困難であることが考えられ、そこで特例的に法律で規定した場合のみ、議会に告発権を付与する必要があり、それを具体化したものが地方自治法第100条第9項でございます。そのため、地方自治法第100条第9項における規定以外には議会に告発権が付与されておられません。

告発の主体については、告発できる者は、地方自治法第100条第9項に規定されておりますとおり、議会すなわち本会議であり、この告発の権限を委員会に委任することはできません。実務上、議会が告発するに当たっては、議会の代表者である議長名をもって告発することになります。

また、告発の対象者は、地方自治法第100条第3項および同条第7項に規定があり、①選挙人その他の関係人が正当な理由なく議会に出頭しない場合、②選挙人その他の関係人が正当な理由なく議会に記録を提出しない場合、③選挙人その他の関係人が正当な理由なく証言を拒絶した場合、④宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をした場合、この4つが告発の対象となります。ただし、例外として地方自治法第100条第9項のただし書のとおり、虚偽の陳述の場合にのみ、議会の調査が終了した旨の議決がある前に、宣誓した選挙人その他の関係人が自白したときは、議会の判断で告発の対象から除外される場合がございます。なお、告発の議決をした後、調査終了までに自白があった場合は、議会において告発の取下げを議決し、告発をしないことが可能であります。

告発の時期は、法令上、その時期は規定されておられません。しかし、告発の対象に該当すれば、なるべく速やかに告発すべきであると解されております。なお、告発は調査が終了しなければ告発できないわけではなく、調査の途中であっても必要により告発の議決をすることは可能であるとも解されております。

次に、16ページの調査報告書についてでございますが、調査報告書の作成につきましては、委員会における経過とその結果について、委員会が協議により作成いたします。しかし実務上、委員会の協議により報告書を作成するには多くの時間を要するため、一般的には委員長が報告書の原案を作成し、委員会において協議し、まとめることが適当であり、その場合も最終的には委員会の議決が必要でございます。

最後に、調査終了についてでございますが、議長が本会議で調査を終了する旨を諮り、議決するのが適当であると解されております。

以上が100条調査権についての概要説明でございます。

以上でございます。

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまの説明に対し質疑を受けたいと思います。質問はございませんか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 手引きの中で、いろいろ御説明いただいた中で、確認も含めてちょっとお伺いしたいんですけれども、この資料の6ページのところに証人喚問の対象ということで、具体的に①選挙人、②その他の関係人、そして具体的事象として、当該市職員、当該議会の議員等が書かれているんですけれども、これ今の説明であったり事前にいただいた文書を読み解く中であれば、当調査委員会の中で調査する事務に関係あるとすれば、いわゆる市の職員さん、議員はもとよりですけれども、市外の住民の方も対象とできるというふうにも読み取れるんですが、そうした理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） そのとおりだと思います。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 当該議会の議員についてであります。鯖江市議会議員についてでありますけれども、ここの資料の中に100条委員会が当該団体の事務に関係があると判断すれば、証人喚問することが可能であるというふうに書かれて御説明いただいたわけがあります。事実を明らかにする上で、そうしたいろんな方の証言が必要になってくるものだというふうに理解している中で、この今回の調査対象となった問題を発言して、特別委員会の直接、動議を起こされた発言議員に対して、関係人として出頭、証言を求められることもできるというふうにも解されますけれども、その点については、そのような理解でよろしいでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） そのとおりです。

菅原委員。

○20番（菅原義信君） 今の帰山委員の質問の中で、証人尋問する相手の話が出されていますけれども、その中に法人も含まれていると思うんです。法人の場合には、法人としての証人喚問というのはできるのかどうか。そうした場合に、証人として出頭してもらった場合に、誰が出てくるかということは相手方に任されているのか、それともこちらが指名しなければいけないのか、そういう点についてはどうでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員の御質問に一応のお答えをしますけれども、何分私も初めての経験でございますので、ただいまの質問に対して真つ当な回答になるかどうかは分かりませんが、法人も含まれるということで、その事実に関係する一番深い方を喚問するということは、あくまでも全てこの委員会で決めていただくということになりますので、そういった理解でよろしくお願ひしたいと思います。

菅原委員。

○20番（菅原義信君） 9ページに③尋問の順序ということが記載されているわけですが、その中で、関連尋問だったかな、というものがちょっと説明されているところがあると思うんですけれども、あらかじめそうやって証人として出頭してもらって証言をしてもらおうといった場合に、我々が質問するわけですが、重複を避けるという方法であるとか、できるだけ短時間で要領よく尋問を行うということは必要だと思うんですけれども、そうした場合に、一定の、例えば何日後にそうしたことをやるといった場合に、尋問の趣旨みたいなやつを事前に聴取するというか、そういう手続をやったほう



が効率よくやれるのではないかなという意味のことが多分書かれていると思うんですけども。でない普通の委員会みたいに関連が非常に多くなってくるということになると、時間がどんどん延びていってしまうということになると思うので、その点についての取り計らいは、何か委員長としてお考えがありますか。

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまの質問につきましては、喚問者の尋問の順番というようなことでちょっとありましたけれども、喚問者、それからまたその内容について、事前に皆さんからこちらのほうへ意見というんですか、こういう方にこういうような尋問をしたいという形で全て調査をさせていただきます。それをこの委員会の前にそういった要望を取りまとめまして、そして皆さんの共通認識の中でそれを設定していこうと、このように考えております。あくまでも委員の中にお諮りするというのが前提でございますので、時間の制約ということもありますので、そういった事前の収集というのを考えております。

そしてまた、あくまでも委員長が、その中から、皆さんから多く集まったものを共通事項として質問させていただき、そしてまた独自の、各委員さんから単独で出てきた質問については、それぞれの委員さんから持ち時間を持ってやっていただこうかなと、こんなふうに思います。そしてまた、それについての関連質問ということもありますけれども、できる限りそういったことで時間が長くないように工夫したいなということで、それは皆さんにはお諮りしたいと思います。

九島事務局長。

○議会事務局長（九島 隆君） 先ほど委員の方から、法人に対する100条調査の件がございましたけれども、選挙人およびその他の関係人につきましては、法人は含まれないと。自然人のみということを指しておりますので、そういった法人に対して100条調査を行うという場合につきましては、その法人の代表者の方に証人喚問を行うということになるというふうに解説されておりますので、その点お願いしたいと思います。

あと、今、菅原委員のほうから証人尋問についての時間的なことがございましたが、これにつきましては、後ほどまた運営の中でお話が出てくるかなと思いますので、その点御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） ないようでありますので、質疑を終結したいと思います。

次に、協議事項2の本100条調査特別委員会の運営要領案について、事務局から資料の説明をさせます。

九島議会事務局長。

○議会事務局長（九島 隆君） それでは、お手元の資料No. 2、100条調査特別委員会運営要領案の1ページを御覧願います。

1番、調査事項から4番、調査経費につきましては、9月定例会で議決されました動

議書と同様の内容となっておりますので、説明のほうは割愛させていただきます。なお、調査経費におきましては、議決した調査経費を超過して支出する場合には、さらに必要とする調査経費を議決する義務があることを申し添えておきます。

次に、5番、委員会のスケジュールにつきましては、令和5年3月定例会での報告を目途に10回程度の開催とし、また、開催日程につきましては、市議会ホームページ等で周知をすることとしております。具体的なスケジュール案につきましては、後ほど協議事項3において御説明いたします。

次に、6番、委員会の開催場所でございますが、原則として全員協議会室において開催し、そのほかの場所を使用する場合には、委員会で協議し決定することといたします。また、証人等の控室については、証人同士が同席しないことを基本に調整することとしております。

次に、7番、委員会の基本的な運営方針についてでございますが、委員会における会議は、原則、審議公開するものでございますが、傍聴の取扱いについては、委員会の協議を経た上で、その意見に従い委員長が判断する取扱いをするのが適当であると解されております。なお、鯖江市議会委員会条例第20条の規定に基づき、秘密会とすることができるとしております。あわせまして、委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う旨、記載しております。

次に、8番、記録の提出でございますが、記録の提出を求める際には、委員会で協議し決定していただきます。その後、委員長から議長へ記録提出要求書を提出し、議長が提出者に対し記録提出請求書を提出期限の5日前までに通知するものでございます。また、提出された記録の取扱いは、提出者の意見を聞いた上で、その写しを委員のみに配付し、記録の返還は調査終了後に行うこととしております。

次に、9番、証人の出頭でございますが、証人の出頭を求める際には、委員会で協議し決定していただきます。その後、記録の提出のと同様に、委員長が議長へ証人出頭要求書を提出し、議長が証人に対し証人出頭請求書を証人喚問の日の5日前までに通知するものでございます。

また、証人が補助者を同伴する場合は、証人喚問の前日までに補助者同伴願を提出し、委員会の許可を得る必要があります。補助者は証人1人につき1人までとなります。この場合、補助者は法律の専門家または学識経験者とし、委員会において発言はできない、そして費用弁償支給の対象外とする旨を記載しております。

次に、10番、証人の尋問についてでございますが、(1)で証人尋問においては、各委員は証人の人権に最大限配慮し、人権を阻害するような言動は厳に慎むものとする。 (2)、(3)では証人の宣誓および宣誓書記載の取扱いについて、(4)では証人尋問の時間について、証人1人当たりおおむね一、二時間程度を目安とする旨、記載しております。(5)から(7)では尋問の方法について記載してございまして、委員長の共通事項尋問の後に、各委員が個別質問を行うこと。共通事項の尋問については、各委員からの尋問通告書を基に委員会で協議し決定すること。また、尋問の方法は一問一答方

式とすることとしております。次に、（８）では証人は記憶に基づいて証言することを原則とし、資料の持参やメモを取る場合は許可を要する旨記載しております。（９）では補助者との相談手続について記載しております。（１０）では委員は民事訴訟法の証人尋問に関する事項を了知する旨、記載しております。

次に、11番、参考人の招致でございますが、委員会において、必要に応じて参考人制度を活用できる旨、記載しております。

次に、12番、会議録の調製でございますが、会議録は全文筆記とし、原則として公開する。ただし、会議を秘密会とした場合は公開しないこととしております。

次に、13番、一般傍聴者への対応でございますが、鯖江市議会委員会条例第19条によるものとし、委員会資料は原則一般傍聴者には配付しないこととしております。

次に、14番、報道関係者への対応でございますが、こちらも鯖江市議会委員会条例第19条によるものとし、テレビ撮影などについて申出があった場合は、その都度委員会で協議し、許可等を決定することとしております。また、委員会資料は、一般傍聴者への対応と同様に、報道関係者にも原則配付しないこととしております。

次に、15番、委員外議員の傍聴についてでございますが、秘密会においても傍聴を認めることとし、秘密会を傍聴した委員外議員については、会議規則第111条第2項の適用を受ける。また、委員外議員が証人として出頭する場合には、証人尋問当日の傍聴は認めない旨の記載をしております。

最後に、16番、その他といたしまして、委員会運営上必要な事項について疑義が生じた場合には、委員会においてその都度協議することとしております。

説明については以上でございますが、この運営要領案につきましては、ほかの市議会での100条調査委員会において作成されたものを参考としまして、あくまでも素案としてお示しするものでございます。この運営要領につきましては、委員会で御協議の上、決定していただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまの説明に対し質疑を受けたいと思っております。質問はございませんか。

菅原委員。

○20番（菅原義信君） 11項目めに参考人の招致ということが記載されているわけですが、参考人というのはどういう場合を想定して参考人ということになっているんですか。

○委員長（丹尾廣樹君） この部分については、私もちょっと……。議会事務局のほうでこの案件について説明できますでしょうか。

九島議会事務局長。

○議会事務局長（九島 隆君） 参考人につきましては、宣誓する必要がないということで、例えば偽証罪に問われないということがございます。なかなか、こういう委員会で来ていただいて証言すると、偽証罪に問われるということを宣誓することになると、か

なり緊張されるということで、そういう参考人として呼ぶという制度がございます。そういったことで参考人として呼ぶという制度がございますので、それを利用されるかどうかは委員会の中で決めていただくということです。

参考人として呼んで、後で証人として呼ぶという方法もあるということで、その使い分けについては、委員会の中で決めていただければ結構かなというところがございます。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員、理解できましたでしょうか。

菅原委員。

○20番（菅原義信君） 実際にやる中で使い分けていくというか、そういう方法ぐらいしかないのではないかなと思うけど。分かりました。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにありませんか。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 5番目の委員会のスケジュールですけれども、（1）の中で、令和5年3月定例会にて調査報告を行うものとし、10回程度の開催をもって書いてあります。現在、もうやがて11月に入りますし、3月の定例会で報告するということになりますと、かなり過密なスケジュールだというふうに思うんです。ですから、ある意味では、これに沿っていきますと、土曜日とか日曜日なんかも視野に入れていかなければならないのかなというふうに思いますけども、委員長はどのような判断をされているのでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） これにつきましては、喚問予定者というものが多くなりますと、いわゆる、非常に委員会の時間が延びることも予想されます。そういったこともあり、この10回程度というのは、できますれば、喚問の日付としては5日なり6日を予定しておりまして、そのほかは、まとめの時間とか、また、皆さんとの委員会での決めごとというか、そういった会合を考えたときに、やはり10回程度は必要だろうということで。今のお話ですけれども、できますれば、皆さんの御理解が必要でございますけれども、場合によっては、喚問者の日程調整の中で、むしろそういうものを望まれると。土日のほうが都合がいいというような方もおられるかもしれません。皆様には非常に御迷惑になるかもしれませんけれども、土日の開催も中に入れる場合もございますので、御了解いただけたらと思っております。

以上です。

木村委員。

○14番（木村愛子君） 本会議のところでも、この100条委員会設置のときに出ておりました調査経費のところですが、先ほど30万円以内とするというところで、さらに必要になると議決を要するだろうというような、今さっき、局長からの説明もありましたが、これは議決となると12月議会ぐらいに、そういう調査費みたいな経費が、あらあら、おおよそ、これは難しいぞと、30万円以内で収まらないぞというようなことが組み立てられそうでありますかね。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員の想像のとおりでございます。これにつきましては、後日、委員会の中で審議の項目として、この金額では少な過ぎるという御意見もござい

ますので、改めて、流れを見ながら、また委員会の中で協議し決定することとしたいと思っております。

江端委員。

○2番（江端一高君） 今ほどの木村委員の御質問に関連して質問させていただきます。

調査経費に関して、4番の調査経費が30万円以内というふうに記載をされておりますが、9番の証人の出頭の項目の中でも、費用弁償支給の対象云々という項目があるんですが、証人の方をお呼びする場合に、この費用弁償に関してはどのように、例えばお一人幾らですとか、交通費はどうするのかとか、そういったところはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） 当然、費用弁償のことも考えなきゃいかんと思います。こういったものにつきましては、やはり委員の協議の中において決めていくべきものではないかなと思っておりますので、後日の会議に諮りたいと思います。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 先ほどの手引きのほうと重複するんですけども、今回の運営要領の中には、証人喚問の中で、尋問の中で、お二人の中で相反する発言があった場合、そういうような場合は、手引きの中には対質というのが出ているんです。これに関しては、どのようにお考えですか。

○委員長（丹尾廣樹君） この問題につきましては、皆さんとの協議の中で、また再喚問という、もう1回出ていただくということもあり得るかなと思っておりますけれども、ただいま予告的に話すわけにはまいりませんので、こういうことが出た場合におきまして、このスケジュールの中に、特に証人喚問のない委員会も設けさせていただきたいと思うので、その折にそういったことも考える必要があるかなと、このように思います。

木村委員。

○14番（木村愛子君） 1の調査事項の①なんですけれども、新ごみ焼却施設等整備・運営事業の経緯と疑義に関する事項についてなんですけれども、鯖江市の本会議でも、先般の9月議会以前の、今年の3月議会から、応分の負担をするというところで鯖江市の予算が執行されるというところで、3月議会ぐらいから一般質問も出ておまして、それなりの担当部長であったり副管理者からの説明もあり、9月の議会におきましては、議員の質問に対して市長の答弁もあったりしましたけれども、ちょっと確認なんですけれども、私の思いでは、昨年の入札から応札まで、選定結果までのことを言っているのではなくて、平成30年に新ごみ焼却施設等整備・運営事業等の基本計画の基本構想策定委員会が始まりました。それからずっとの一連の流れだと木村は理解しているんですけども、そういうふうに基本構想策定委員会があり、それから、それこそ本会議の場では副管理者としての副市長の答弁もあったりしましたけど、基本計画検討委員会でも了解を得てきているという答弁もあったりしましたので、そこは検討委員会、それから選定委員会という流れが段階的にありましたけれども、それまで全て一連のこの経緯、この経緯という言葉なんですけど、そういう一連のものであると木村は理解しておりますが、

そう理解すればよろしいんですね。

- 委員長（丹尾廣樹君） この件に関しましては、皆さんと委員会での協議が必要と感じております。実際的に言うと、この動議者の中では具体的な命題というんですか、こういったことがあったやつを一つにまとめたというような、これは本会議の最終議会の場でまとめ上げられたということになってしまっておりますけれども、9月22日の議会運営委員会で、一応、この内容については議会運営委員会での説明で了解をいただいた、そして議案として本会議に諮ったということで、事前の部分についてはそのまま成立したという経緯がございます。内容については、やはり動議の提出者の文言を主として受けて、実際的には、それが皆さんの共通理解の基としてなるかどうかということについては、先ほど帰山委員からもありましたけれども、本人さんに聞くのが一番ではないかという御意見もあったので、いずれまた、これも皆さんと協議を諮っていくことになるのではないかなど、こんなふうに思っております。

林下委員。

- 1番（林下豊彦君） 今、委員長おっしゃったみたいに、まだこれ共通認識というか、理解にはまだちょっと届いていないことだと思うので、その点は先ほど帰山委員がおっしゃったように、提出者の方にはっきりとした理由、具体的な問題点を示していただかないと、今のこの段階での共通理解にはまだ遠いと思うので、どこかの段階でそれを共通認識できるようなものにしていただきたいと思います。

- 委員長（丹尾廣樹君） ほかにございませんか。

帰山委員。

- 8番（帰山明朗君） ちょっと手引きと運営要領に戻るかもしれませんが、やっぱり委員会の中で大事なものは、調査事項についてしっかりとした立場の中から調査を行ってかかって、事象を明白にしていって、それに必要な対処を行うということが議会に求められていることでもあり、目的だというふうに理解しています。

そうした中でも、100条ということで、法に定められた特別委員会でありますので、委員長が冒頭からおっしゃっていただくとおり、例えば関係者の方に尋問を行うときについても、民事訴訟法を準用するという事の中で、この資料にありましたけれども、民事訴訟規則の第115条、この中に証人の侮辱、困惑、もしくは2番目誘導尋問、もしくは既にした質問との重複、もしくは争点に関係のない質問、もしくは意見の陳述を求める質問、もしくは証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求めるなどなどが書いてあるわけでありまして。そうしたことを遵守しないといけないと書かれているので、ルールにのっとって、我々もしっかりしなければいけないという思いを新たにしているわけなんです。

そうした中で、どうしてもこれを逸脱したり、もしくは意図的でないにしてもどこかルールを外れたときに、整理整頓をされるのは、委員長が尋問を制限するというふうに書かれているわけでありまして。裁判の場合は裁判長でありますけれども。そうした場合、こうした今言った民事訴訟規則第115条、もしくは基本的人権に逸脱した質問が行われた

場合は、委員長が制限されるものと手引きの10ページに書いてありますけれども、そうした理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） そのとおりだと思います。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） もう1点御確認させていただきたいのが、内容に踏み込まずに今の点と関連してでありますけれども、事前に100条調査に対して、委員自らがやっぱりしっかりと議論を深めるといふか、理解を深めるといふ意味の中で、委員長から100条調査ハンドブックという製本を配付していただきました。大変分厚い資料でありますけれども、目を通したわけですけれども、ここの中に、いわゆる今の内容に絡んでですけれども、委員が証人を侮辱するような発言をした場合、国会議員の場合には、憲法第51条で免責特権があるんですよと。しかしながら、地方議会議員には免責特権が認められていないため、名誉毀損等で訴えられる可能性があることに留意を要するといふふうに書いてあるんですが、これについては、そうしたことだと文面の中で理解しているんですが、そうした理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） そのとおりだと思います。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） そうした理解の中で、僕もインターネット等々で他自治体議会が行われた100条調査の内容について、もしくは運営要領等について確認したんですけれども、正直言いますと、我々、裁判に携わるような法律の専門家では、僕自身はないと思っています。そうした中で、基本的にこの100条調査委員会は、民事訴訟法であったり憲法であったり、そうしたルールに基づいて行うべきものの中で、法律の助言者ですね。法律相談もしくは証人尋問の中で、委員会の中で協議するときには適法であるかどうかの指導を受けている事例も見られるわけではありますが、そうした法的な助言者と言えいいのか、もしくは弁護士さんとはっきり言えいいのか、そうしたものを委員会の中で依頼する、もしくはそうしたことについてのお考えといふのは何かお持ちなのでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） その点については、十分必要なことだろうと思っております。我々委員が、本末転倒になり訴えられるというようなことも考えられるわけでございますが、我々まだまだ素人でございますので、そういった点、我々自身も守られなければならないということで、そういう委員言われたような弁護士に相談をいただくといふようなことについては、考えていかなければならないなと思っております。

これにつきましても、委員会でも協議が必要でございますので、後日、また改めてそういった部分も話し合わなければならないと思っております。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 今、たまたま発言の中で、法的助言者の例示として、ハンドブックに載っている、我々地方議会議員も名誉毀損で訴えられる可能性についても示唆しながら発言はさせていただきますけれども、やっぱり本来は質問の中身が、証言を求める

人に対して、基本的人権であったりプライバシーであったり、もしくは名誉を毀損するようなことがないことが重要だというふうに考えているからであります。そうした意味でも、やっぱり法的な助言を受けながらこの委員会を進めることは、必要なことではないかというふうに考えておりますし、そうした場合には、費用のことも関わってきますし、いろんな手続のことも絡んでくるだろうと思います。今、委員長おっしゃられたように、今後またそうしたことも含めて検討されるということでありましたが、費用のことで、例えば弁護士費用、例えば証人出頭の際の旅費であったりとかの費用の支弁について、もしくは、もう1点については、会議録を全文記録ということで調整されるということもここに書いてあるんですけども、会議録を全文記載で10回もしくは12回程度、報告書も含めてということになりますと、膨大な記録が必要になってくると思うんです。通常、議会の事務的手続の中では、外に委託をして出すということで、通常の議会の中の議事録作成もしくは確認等を行っていると思いますので、そうしたことの費用面についても適切なタイミングで委員会でも諮って検討すべき事項ではないかというふうに意見として申し上げておきたいと思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） ただいま帰山委員のほうから大切な示唆をいただきまして、誠にありがとうございます。この点につきましても、後日、皆さんと諮りたいと思っております。

ほかにございますか。

ないようでありますので、質疑を終結します。

それでは、100条調査特別委員会運営要領案につきましても、この内容で決定させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 異議なしとのことで、100条調査特別委員会運営要領案につきましては、この内容で決定とさせていただきます。

次に、協議事項3の今後の100条調査特別委員会開催計画案について、事務局から資料の説明をさせます。

九島議会事務局長。

○議会事務局長（九島 隆君） それでは、お手元の資料No. 3、今後の100条調査特別委員会開催計画案を御覧願います。

先ほど御協議いただきました運営要領案5番の委員会のスケジュールにもございましたとおり、令和5年3月定例会での報告を目途に10回程度の委員会を開催する計画案となっております。

内容といたしましては、本日の第1回の委員会にて、会議の運営や調査の進め方について共通認識を持っていただき、来月開催予定の第2回委員会において、どなたに対し、どのような内容の証人喚問を行うかを御協議いただきます。11月から来年2月にかけて、第3回から第8回の委員会にかけて証人喚問およびその内容についての分析を行っていただき、第9回と第10回の委員会で調査報告書を取りまとめていただくような流れとなっております。



説明については、以上でございます。

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまの説明に対し質疑を受けたいと思います。質問はございませんか。

奥村委員。

○10番（奥村義則君） 第2回が11月の予定、日にちまでは書いてありませんけれども11月ということで、それまでに全委員から、それぞれ考えていらっしゃる証人尋問事項、相手さんとその内容、それを提出してもらわないと、次2回目の委員会開催に向けての一つの大きなやるべきことだと思うんです。これはいつまでぐらいに提出をしてもらおうと考えているんでしょうか。

○委員長（丹尾廣樹君） その件に関しましては、皆さんの御了解も必要でございますけれども、事務局のほうで、この後、この提出についてはお話ししていただこうかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

菅原委員。

○20番（菅原義信君） 第3回目から証人喚問ということになっているわけですが、そうすると、第2回の際に尋問事項の協議についてという事項があるわけやの。そうすると、その協議をするに当たって、先ほど木村委員さんの話の中にも出てきましたけれども、最初の基本構想の段階から一つの経緯だということになってくると、その間、出されている資料というのがあると思うんやの。組合議員の場合については、そうしたものについて、大体は手渡されているのかもしれませんが、組合議員以外の者については、どういう協議がなされてきたかということについて、あまりよく知らないということがあるわけです。その間に何とか検討委員会だとか、何とか専門家会議だとか、そういうやつもいろいろとやられていると。だから、そうしたものの一件書類というものを事前に熟知しておく必要が、委員としてはあると思う。だから、それについては、できたら2回目までの間にちゃんとここに提出してもらおうと。我々がちゃんと閲覧、熟読できるようなものにしておくということが必要なのではないかという具合に思いますけれども、その点についてどうですか。

○委員長（丹尾廣樹君） そのとおりだと思います。できましたら、その件につきましては、2回目では遅過ぎるということでございますので、できましたら、こういう記録の提出という部分につきましては、皆さんとの合意形成を図りたいなと、こんなふうに思っております。

これについても、一応、事前の、それぞれがお考えになる記録の提出を求める部分についておありだと思いますので、そういったことについても皆さんから希望というか、そういった部分、事前のそういったものを取る必要があるんじゃないかと思うところがございます。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 先ほども僕申し上げましたけれども、この100条委員会の目的の中で、最初、このハンドブックにも書いてありますけれども、不祥事件、当該不祥事件が

発生したときに、その背景を調査するということになっているんですが、その不祥事件というものが、私にはちょっと中身がはっきり分かっていないんです。それが無いのに、今の話というのはちょっと違うかなと僕は思っているんです。本当に何が今問題で、どういう不祥事件があったのかということ、前もってここで示されないと。次の段階に行く、資料とかなんとかの前に、やはりそれを僕らは明確にさせていただかないと動けないというふうに私は認識しているんですが、その辺は、委員長どのようにお考えですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 100条委員会ということですので、ざっくばらんに申しますけれども、いろんな市議会での質問とかいろんなことがあったと思います。その内容につきましては、読み返すなり、どういった部分が問題となっているのかということは、委員としてつかんでいただく。そういった中で一つ、そういう部分が必要じゃないかというような記録の請求の部分が出てくるのではないかと思いますし、当然において、議員間というか、そういった部分、この委員会の中以外という形にも委員の議員としての生活環境もございます。こういった中で、できる限り情報を集めていただき、広く、こういったものの必要な向きを考えていただきたいと思います。

菅原委員。

○20番（菅原義信君） 確かに、100条調査委員会の目的そのものについては、不祥事件があったということを前提として開かれるものだという具合に思いますけれども、しかし何を不祥事として捉えるのかということについては、委員の中に一定の認識のずれというのは当然あると思うんやっつての。だから、この資料要求そのものについては、やっぱり必要だと思った委員がそれを請求するわけであって、それはそれでいいと思うんやっつて。だから認識が共通でなければそうした資料要求もできないということになってくると、これは委員会そのものが果たして真っ当な議論ができるのかということになってしまふので、そういう点では、私は資料要求したいという立場です。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） 資料要求自体は、別に僕、否定するわけではないんです。ただ、この100条委員会というものが開かれて、私も委員に選ばれましたから、一体これ何が本当に原因というか、何を問題にしているんだろうということ、議会の議事録等も見ましたけれどもやはりちょっとはっきりしないので、やっぱりそれは共通認識としてどういう問題が起こっているかという、その具体的なことは、やはりその個人個人で調べろということでは僕はないと思うので、そこのところは共通認識として。それが今個人個人で考えても分からないのであれば、議案を提案した議員の証言をもらうということも大切なことかなと僕が思っているんで、発言させていただきました。

○委員長（丹尾廣樹君） 九島事務局長。

○議会事務局長（九島 隆君） すみません。今、記録の提出、衛生施設組合への記録の提出の要求という委員からの発言がございましたけれども、先ほどの運営要領の中で、具体的に言うと2ページですけれども、記録の提出につきましては、あくまでも委員会で協議して決定すると。委員長がその決定事項に基づいて議長に対して申出をし、議長

が提出を要求するところに要求書を提出するという流れになっておりますので、委員から御意見をいただいて、そのまま、例えば組合のほうに要求するという流れではなくて、あくまでもこの委員会での決定事項に基づき委員長が申出をし、議長がその提出要求をするという手続になりますので、その点御了解いただきたいというところでございます。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかにないですか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 先ほどの林下委員の質問の中で、資料の部分は今、菅原委員のほうから林下委員のほうから、もしくは事務局からお話あって、資料の提出の進め方については理解したところなんですけど、もう1点ありました調査事項の内容の把握についてであります。それぞれがそれぞれの中でこの調査事項について捉えているわけだというのは、皆さんおっしゃるとおりですし、それぞれの考え方があるのはそれでいいかと思うのですけれども、あくまで議会で議決された動議は動議文に基づくものでありまして、その中で示されたものは1番と2番のこの2項目で、大変シンプルなものであります。そんな中で非常に、調査範囲等々、今るるお話聞いていまして、数年来に遡るような幅広い調査範囲を、もし、めどにするとなると、その中で一体どこがポイントなのかと、どこに一体、疑義なら疑義ということがあるのかというのは、ある程度明確にする必要がありますので、そういった点で林下委員のおっしゃったことには、委員会をポイントを突いて進めるという意味の中では大事なことでなかろうかと思っています。

あと、委員長の御発言の中で、例えば、るる行われてきた一般質問、もしくは質疑、もしくはいろんな議会本会議の中での意見交換等を参考にされて、委員が各自で判断していけばいいんじゃないかという御意見もありましたけれども、あくまでこの調査委員会については、100条というルールにのっとって、独断と偏見を排除する中で、これから調査を行う中で、どういう結果を出すのかということに設けられた委員会だと思っておりますので、確かに参考程度にするのはいいかと思っておりますけれども、一番の命題であります調査事項を自分の判断とするために、ここでの協議を経ることなく、事前にこれまでであったことを参考にすればいいんじゃないかというのは、それだけでおっしゃっているのではないと理解しますけれども、ちょっとあんまりよくないんじゃないかなと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員のほうから、ちょっとこれ、話としては雑ではないかというようなお話をいただきましたけれども、実際的に言いますと、今日は一応、第1回ということで、皆さんとともに一つのルールを共有するという時間でございまして、いろんな疑問点が生ずるというのはまず非常に大切なことかと思っております。こういった部分をどのような形で次回に諮っていくかということも必要だと思っておりますし、また、その間の時間を使って、こういうような形で、例えば委員会での出頭者とか尋問内容とか、記録とか、こういった部分を事前に何か提出というかして、全体の委員会の中で、それを最終的にはみんなで協議して決めていくと。そういうようなことをやっていったらいいかなと思うところでございます。

具体的には、いろいろお話ししたいことが、御意見もおありかと思えますけれども、そういった中でいろいろ共通的な内容に順次、そして最初に皆さんにお話ししました挨拶のとおり、問題点を是正し今後に活かしていくんだと。より、やっぱり鯖江市が発展する、意見の通りのいいような形というか、そういった鯖江市をつくっていきたいというようなことで、そういう1点で、皆さんの御努力とか、そういった部分をお願いしたいなど。こんなふうをお願いしておきたいと思えます。

改めてほかにございますか。

菅原委員。

○20番（菅原義信君） 提出要求の議案については、ここで一応諮ってもらったほうがいいんじゃないか。そういうものについて出してもらおうということについて異議ありませんかということ。だから、既にあるやつと、議員にみんな公開されているのかな。

○14番（木村愛子君） ホームページに。

○20番（菅原義信君） 例えば、何とか検討委員会の議事録だとか。

○14番（木村愛子君） 公開されているのと、ばらばらですね。

○委員長（丹尾廣樹君） 今、提出書類のことについて、書類の要求ということ、記録の要求というようなことでお話になっていると思うんですけども、その件につきましても、まずまとめてお諮りしたいとは思えます。それぞれの委員さんの、この記録の要求、提出についてのお考えがおありだろうと思えますけれども、これはいい、これは駄目というような委員会ではありませんので、これが必要ですということであれば、こちらのほうから、そういった部分については議長をお願いして提出を求めていきたいと思っております。委員の求めるものについては、全て求めていきたいと思っております。

木村委員。

○14番（木村愛子君） 鯖江広域衛生施設組合は、鯖江市単独のものじゃなくて、鯖江市が75%の負担割合で動いているというところでの、鯖江市議会でも組合議会でも問題にされましたけれども、非常に問題になってきた流れがあります。その流れの中で、広域衛生組合のところでも、もう議事録ができていますものもあります。それらはもう当然、すぐプリントアウトでもインターネット添付でもできると思えますので、それは今この100条委員会の基礎資料として配付を要求してもいいんじゃないのかなと思えます。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） 今の資料要求、請求に関してですけれども、委員長のほうから事前に配付されましたハンドブック59、60ページを見ますと、やはり資料の要求に関しては、議決を経た上で、議長から要求をすべきだというふうに示されておりますので、事前配付も含めて、全てはやはり議決を経ていくべきであると私は理解しておりますので、今し方の木村委員の発言等に関しては、やはりここに戻るべきかなと私は思えますけれども、委員長どのようにお考えでしょうか。

○14番（木村愛子君） それは、これまでの本来の委員として活動している中で手に入れている議事録でありますので、共通認識ということであれば、皆さんもお勉強されて議

事録に入って行ってください。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員の言うとおりでありますので、いわゆる委員会の議決の下で、こういった請求もしていきたいと思うところでございます。

ただし、これは駄目とか、これは求めるとかいうような、私の考えとしては、皆さんからの求めのあった部分については、やはり先方に求めていきたいと考えるところであります。

林下委員。

○1番（林下豊彦君） 議事録提出を求めるということに関してですが、やはり議事録といっても、いついつの何の議事録かも、ちゃんとこちらのほうで明示して、これをくださいと言わなければ、それは向こうも何を出していいんですかというまたこっちに問いかけるような、そういうようなこちらの議決ではいけないと思うので、やはり何を出していただかなきゃいけないのかということは明示して要求するべきだと思いますから、それは今ここで明示されないと、ここでの議決も無理だと思います。そうだと思うのですが、委員長。

○委員長（丹尾廣樹君） 今日、それについて議決をもらうことはありません。……（マイク不通）……で、そういう案とか、そういったものが、皆さんから集めることができますれば、第2回の中に記録の提出ということで、そういったものを出していただきながら求めていきたいなど。議決の上、求めていきたいと思います。

菅原委員。

○20番（菅原義信君） ただ、先ほど木村委員のほうからも話があったでやけど、もう既に公開されている部分はあると。特に組合議会として議論された内容だとか、その組合議会に提出されたものだとか、そういうものは事実上もう既に公開されているわけやね。そのものについては、今、皆さんに資料として提供されても、別に何ら差し障りはないという具合に思うんやつの。

だから、それはどんなものかということは確かに明示できない、今この段階ではできないかもしれないけれども、だから、みんな持っているものについては、みんな、我々だって持っていたっていいんじゃないかという認識で出してもらうことは、一向に構わないんじゃないかと。まずはね。それ以降、もっと公開されていないものについて請求していくという点では、それはいついつかの何の議題で話された内容だということについて明示して請求する必要があると思いますけれど。そういう趣旨です。

○委員長（丹尾廣樹君） いろいろ議論がなされましたけれども、一応、今日はこれまでとしたいと思います。

その3点につきましては、こういった案にてやらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 確認ですけれども、開催計画（案）について、おおむねということで委員長おっしゃるとおりで、そうしたことで理解したわけですけれども、例えば第

2回に、先ほどお話あったとおり、次回以降の委員会で出頭を求める証人について、もしくは証人尋問事項の協議について、もしくは証人出頭要求についてということをやっていくということであるならば、その事前に、例えば各委員から個別に、提出を委員会に諮りたい記録についてであるとか、もしくはお願いしたい人であるとかということをや何かしらで提出していただくのであれば、それについてもしっかりと協議しておかないと、あるとき事務局から言われて、いついつまでにこの資料を出してくださいねって言われても曖昧になりますし、逆に、先ほどおっしゃられた記録の提出についても、結局議長名で定められた書式に基づいて出すわけです。その中で、事件と提出を求める記録について、そして期限についてもしっかりとうたわないと請求できないわけですので、この資料が何で必要で、いつまでに大体欲しくて、何なのかということは出さないと、多分記録を求めた相手に対しても戸惑いを与えることにもなろうと思います。その点については、今日諮らないのであれば、第2回目の委員会までに何か準備的な会議を行われるなりしたほうがいいのかとも思いますし。もしくは証人の尋問事項の協議を行うということであれば、繰り返しになりますけど、さっき言った民事訴訟法に基づいた質問事項であるかどうかの確認も必要になりますので、委員長が先ほどおっしゃられた法的助言者をどうするかしないのか、もしくは証人出頭するにしても、ばらばらと呼んでもそもそも費用弁償の額が足りていくのかどうかも含めて、しっかりと確認は必要だと思いますので、今、2回目に移るに当たっては、ある程度ちょっと明確に詰めておくべき部分もあると思いますので、今日ここで閉じるのであれば2回目の委員会までに、しっかりと、また進めなくてはいけないのではないかなという思いであります。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 今、帰山委員も言いましたけれども、2回目に向けての説明というのが後で事務局からあるって先ほど言ったんです。それはしてもらわんと駄目です。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、この開催計画（案）につきましては質疑を終結いたします。

それでは、100条調査特別委員会開催計画案につきましては、この内容で計画させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことですので、100条調査特別委員会開催計画案につきましては、この内容で決定とさせていただきます。

それでは、以上で、本日の委員会は全て終了となります。

委員におかれましては、何かございますか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） これ、基本的なことでするので、あれなんですけれども、100条調査というかなり厳格な委員会の中で、諮り事をされる場合に異議なしでいいのかどうかというのが、法的に許されるかどうかは一度ちょっと確認されたほうがいいと思います。諮ったときに、賛成多数なのか全員賛成なのかという意味で、異議なしという声が1人、

2人から上がったならそれで異議なしですねという進め方でいいのかなどは、今後のことも含めて、ちょっと確認されていったほうがいいのかなどというのを1点申し添えたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員、帰山委員から、いろいろお話ございましたけれども、それに対する明確な回答という部分につきましては、お諮りする内容であるとは思いません。それで、一応、今日の内容につきましては、この動議文についてと、流れと動議文について、100条調査委員会の運営要領と開催計画案、こういった部分の審議を予定しておりましたけれども、一旦、これを終了させていただいて、どのような形で、今の喚問の方を決めるとか、そういう内容とか、そういった部分は、どのような形で集約して、そして委員会に諮っていけばいいのかというような部分、それから記録も併せて、そういったものが必要になってくると思いますので、一旦、ここで会議は終了とさせていただいて、その後、その部分の話合いについてはさせていただきたいなと思うところでございますので、そういう理解でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） お願い申し上げます。

それでは、100条調査特別委員会を以上で閉会といたします。

第2回委員会の開催日時につきましては、日程が決まり次第、御連絡をいたします。本日はありがとうございました。

閉会 午前11時47分